



総 統 経 第 116 号
令 和 6 年 9 月 10 日

各 位

総 務 大 臣



サービス産業動態統計調査の開始に係る事前周知について（依頼）

日頃より総務省統計局が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象として、新たに令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を毎月実施します。

「サービス産業動態統計調査」は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、四半期別GDP速報（QE）を含む国民経済計算や第3次産業活動指数等の基礎データのほか、月例経済報告における経済動向把握・基礎資料、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向・市場規模等の分析等に幅広く活用されることが期待されます。

「サービス産業動態統計調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じて、「サービス産業動態統計調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。